



草津市公報

発行日 令和4年7月1日
 (毎月1・15日発行)
 発行番号 第 12 号
 発行所 草津市役所
 草津市草津三丁目13番30号
 電話番号(077-563-1234)

◇◇◇目 次◇◇◇

◎ 告 示

草津市産学公民連携調整員設置要綱を廃止する要綱（職員課）	1
草津市建設技術特別顧問設置要綱を廃止する要綱（職員課）	1
令和4年度草津市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）支給事業実施要綱（子ども家庭・若者課）	1
令和4年度草津市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）支給事業実施要綱（子ども家庭・若者課）	14
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の30および児童福祉法第24条の37の規定による指定特定相談支援事業者および指定障害児相談支援事業者の指定について（障害福祉課）	38
公示送達について（税務課）	38
生活保護法第49条の規定に基づく医療扶助のための医療担当機関の指定について（生活支援課）	39
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療支援給付のための医療担当機関の指定について（生活支援課）	39
令和4年度草津市一般会計補正予算の要領について（総務課）	39
令和4年度草津市スマート・エコハウス普及促進事業補助金交付要綱（温暖化対策室）	40

◎ 公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告（開発調整課）	47
--------------------------------	----

◎ 教育委員会告示

史跡草津宿本陣整備懇話会開催要綱（歴史文化財課）	48
--------------------------	----

◎ 監査委員告示

定期監査の結果に関する報告の公表について	48
----------------------	----

告示

草津市告示第196号

草津市産学公民連携調整員設置要綱を廃止する要綱を次のとおり制定する。

令和4年6月6日

草津市長 橋川 渉

草津市産学公民連携調整員設置要綱を廃止する要綱

草津市産学公民連携調整員設置要綱（平成30年草津市告示第138号）は、廃止する。

付 則

この要綱は、令和4年6月6日から施行する。

（令和4年6月6日掲示済み）

草津市告示第197号

草津市建設技術特別顧問設置要綱を廃止する要綱を次のとおり制定する。

令和4年6月6日

草津市長 橋川 渉

草津市建設技術特別顧問設置要綱を廃止する要綱

草津市建設技術特別顧問設置要綱（平成30年草津市告示第139号）は、廃止する。

付 則

この要綱は、令和4年6月6日から施行する。

（令和4年6月6日掲示済み）

草津市告示第198号

令和4年度草津市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）支給事業実施要綱を次のとおり制

定する。

令和4年6月6日

草津市長 橋川 渉

令和4年度草津市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）支給事業実施要綱

（目的）

第1条 新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、子育て世代の雇用動向が悪化しており、失業や収入減少の中で子育ての負担も担わなければならぬ低所得の子育て世帯は、心身等に特に大きな困難を抱えている。新型コロナウイルス感染症の影響による失業や収入減少の中で、食費等の物価高騰等の影響を受け、低所得の子育て世帯の家計は悪化している。このように新型コロナウイルス感染症の影響を受けて損害を受けた低所得の子育て世帯（ひとり親世帯を除く。）を見舞う観点から、子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）給付事業に関し、「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）の支給について」（令和4年5月24日付子発0524第2号厚生労働省子ども家庭局長通知）別紙支給要領に基づき、必要な事項を定める。

（支給要件）

第2条 草津市（以下「市」という。）は、前条の目的を達成するため、この要綱の定めるところにより、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）（以下「本給付金」という。）を、第3条第2項に規定する対象児童（本給付金の支給額の算定の基礎となる児童をいう。以下同じ。）を養育する者であって、第1号に規定する養育要件のいずれかに該当し、かつ、第2号に規定する所得要件のいずれかに該当する者（以下「支給対象者」という。）に対して支給する。

なお、支給対象者のうち、第1号のアまたはイに該当し、かつ、第2号のアに該当する者（第1号のアに該当する者については、児童手当法（昭和46年法律第73号）第17条第1項に規定する公務員である者を除く。）を「児童手当等受給・非課税者」といい、第1号のウまたはエに該当し、かつ、第2号の

アに該当する者（第1号のウに該当する者については、同項に規定する公務員である者を除く。）を「新規児童手当等受給・非課税者」といい、児童手当等受給・非課税者および新規児童手当等受給・非課税者以外の者を「その他の支給対象者」という。

(1) 以下の養育要件のいずれかに該当すること。

ア 児童手当受給者

令和4年4月分の児童手当（児童手当法による児童手当（同法附則第2条第1項に規定する特例給付を含む。）をいう。以下同じ。）の受給者

イ 特別児童扶養手当受給者

令和4年4月分の特別児童扶養手当（特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による特別児童扶養手当をいう。以下同じ。）の受給者

ウ 新規児童手当受給者

令和4年5月から令和5年3月までのいずれかの月の分の児童手当の受給資格の認定（他の市町村からの転入を理由とするものその他児童の養育に関する状況に変更が生じないものを除く。）または児童手当法第9条第1項の規定による児童手当の額の改定の認定を受けた者

エ 新規特別児童扶養手当受給者

令和4年5月から令和5年3月までのいずれかの月の分の特別児童扶養手当の受給資格の認定（他の市町村からの転入を理由とするものその他児童の養育に関する状況に変更が生じないものを除く。）または特別児童扶養手当等の支給に関する法律第16条において準用する児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第8条第1項の規定による特別児童扶養手当の額の改定の認定を受けた者

オ その他対象児童の養育者

アからエまでのいずれかに該当する者以外の者のうち、令和4年3月31日において、平成16年4月2日から平成19年4月1日までの間に出生した児童を養育する者であって、日本国内に住所を有するものまたは令和4年4月1日以後に、当該児童を養育し、日本国内に住所を有することになった者

(2) 以下の所得要件のいずれかに該当すること。

ア 令和4年度分の市町村民税均等割が非課税である者

地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による令和4年度分の市町村民税均等割（同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。）が課されていない者または市町村（特別区を含む。以下同じ。）の条例で定めるところにより当該市町村民税均等割を免除された者

イ 令和4年1月以降の家計急変者

アに該当する者以外の者のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて令和4年1月以降の家計が急変し、令和4年度分の市町村民税均等割が非課税である者と同様の事情にあると認められる者（当該者の1年間の収入見込額（令和4年1月から令和5年2月までの任意の1か月の収入に12を乗じて得た額をいう。）または1年間の所得見込額（当該収入見込額から1年間の経費等の見込額を控除して得た額をいう。）が市町村民税均等割が非課税となる水準に相当する額以下である者をいう。）

2 前項の規定にかかわらず、本給付金が支給されるまでの間に、次の表の左欄に掲げる者が同表の右欄に掲げる場合に該当する場合について、本給付金は、当該支給対象者が養育する児童その他当該児童に係る本給付金の支給を受ける者として適当と認められる者に対して支給する。

児童手当等受給・非課税者	令和4年4月1日以後に死亡した場合
新規児童手当等受給・非課税者	支給要件に該当することが確認された日の翌日以後に死亡した場合
その他の支給対象者	申請後これに対する支給が行われるまでの間に死亡した場合

3 前2項の規定にかかわらず、次の各号に該当する者には、本給付金を支給しない。

- (1) 児童手当法第4条第1項第4号に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者
- (2) 同号に規定する障害児入所施設等の設置者
- (3) 法人
(本給付金の支給額等)

第3条 本給付金の支給額は、支給対象者が養育する対象児童一人につき、5万円とする。

2 本給付金の対象児童は、平成16年4月2日（特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和50年政令第207号）別表第3で定める程度の障害の状

態にあり、認定を受けた特別児童扶養手当の支給額の算定の基礎となっている者については、平成14年4月2日）から令和5年2月28日までの間に出生した児童（日本国内に住所を有するものまたは児童手当法施行規則（昭和46年厚生省令第33号）第1条で定める理由により日本国内に住所を有しないものに限る。）とする。

3 既に支給の決定がされている低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）（以下「ひとり親世帯給付金」という。）または本給付金の算定の基礎とされた児童は、対象児童から除かれるものとする。

4 児童が異なる児童手当等受給・非課税者に養育されている場合、当該児童は、児童手当受給者に係る対象児童とし、特別児童扶養手当受給者に係る対象児童から除かれるものとする。

5 児童が異なる新規児童手当等受給・非課税者に養育されている場合、当該児童は、新規児童手当受給者に係る対象児童とし、新規特別児童扶養手当受給者に係る対象児童から除かれるものとする。

（市が支給を実施する支給対象者の範囲）

第4条 市は、次の表の左欄に掲げる者が同表の右欄に掲げる場合に該当する場合、当該者への本給付金の支給を実施する。

児童手当等受給・非課税者	市が令和4年4月分の児童手当の受給資格を認定している場合または市が令和4年4月分の特別児童扶養手当に係る事務を行う場合
新規児童手当等受給・非課税者	市が令和4年5月から令和5年3月までのいずれかの月の分の児童手当の受給資格または額の改定を認定した場合または市が令和4年5月から令和5年3月までのいずれかの月の分の特別児童扶養手当の受給資格または額の改定の認定の請求を受理した場合
その他の支給対象者	申請時点で市に居住する場合

（申請不要の支給の方式）

第5条 市長は、児童手当等受給・非課税者および新規児童手当等受給・非課税者に対し、本給付金の支給の申込みを行う。

2 児童手当等受給・非課税者および新規児童手当等受給・非課税者は、前項の申込みを受けた際、本給

付金の受給の拒否を届け出ることができる。この場合において、児童手当等受給・非課税者および新規児童手当等受給・非課税者は、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外分）受給拒否の届出書（別記様式第1号）を提出しなければならない。

3 市長は、第1項の支給の申込み後、速やかに支給を決定し、児童手当等受給・非課税者および新規児童手当等受給・非課税者に対し、本給付金を支給する。ただし、前項の届出があったときは、この限りではない。

4 市長は、児童手当等受給・非課税者および新規児童手当等受給・非課税者に対して、第1号および第2号に係る方式により本給付金の支給を行う。ただし、本給付金の支給決定時点において当該口座を解約等しており、本給付金の支給に支障が生じるおそれがある場合に限り第3号に掲げる支給方式を、第1号、第2号および第3号に掲げる方式による支給が著しく困難な場合に限り第4号に掲げる方式により支給を行う。

（1）児童手当支給口座振込方式 児童手当振込時ににおける指定口座に振り込む方式

（2）特別児童扶養手当支給口座振込方式 特別児童扶養手当振込時における指定口座に振り込む方式

（3）指定口座振込方式 前項の支給決定までに、支給対象者が市に低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外分）支給口座登録等の届出書（別記様式第2号。以下「給付金（ひとり親世帯以外分）支給口座登録等の届出書」という。）を提出し、市が当該届出を受けた指定口座に振り込む方式

（4）窓口交付方式 口座への振込みによる支給が困難である場合に、支給対象者が市に給付金（ひとり親世帯以外分）支給口座登録等の届出書を提出し、市が当該窓口で現金を交付することにより支給する方式

（申請による支給に係る申請受付開始日および申請期限）

第6条 申請による本給付金の支給に係る市の申請受付開始日は、令和4年7月5日とする。

2 申請期限は、やむを得ない場合を除き、令和5年2月28日までとする。ただし、令和5年3月分の児童手当もしくは特別児童扶養手当の認定または額の改定の認定の請求をした者等への支給の申請について

ては、令和5年3月15日までとする。

(申請による支給の方式)

第7条 申請により本給付金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外分）申請書（請求書）（別記様式第3号。以下「本給付金申請書」という。）により申請を行う。市長は、審査をしたうえで、本給付金の支給を決定する。

2 申請者による申請およびこれに基づく市による支給は、次の各号に掲げる方式のいずれかにより行う。この場合において、第3号に掲げる方式は、第1号および第2号に掲げる方式による支給が著しく困難な場合に限り行う。

- (1) 郵送申請口座振込方式 申請者が本給付金申請書を郵送により市に提出し、市が申請者から指定された金融機関の口座に振り込む方式
- (2) 窓口申請口座振込方式 申請者が本給付金申請書を市の窓口に提出し、市が申請者から指定された金融機関の口座に振り込む方式
- (3) 窓口交付方式 申請者が本給付金申請書を郵送により、または市の窓口において市に提出し、市が当該窓口で現金を交付することにより支給する方式

3 市長は、第1項の規定による申請の際、必要に応じて、戸籍謄本ならびに簡易な収入・所得見込額の申立書（別記様式第4号）および給与明細書、公的年金証書等の所得を証明する書類等を提出させること等により、当該申請者が第2条の要件を満たす者であるかについて確認を行う。

4 市長は、第1項の規定による申請の際、公的身分証明書の写し等を提出させ、または提示させること等により、当該申請者の本人確認を行う。

(代理による申請)

第8条 代理により前条第1項の申請を行うことができる者は、当該申請者の指定した者であると認められる者その他市長が別に定める方法により適当と認める者とする。

(申請者に対する支給の決定)

第9条 市長は、第7条第1項の規定により提出された本給付金申請書を受理したときは、速やかに内容を確認の上、支給を決定し、当該申請者に対し、同条第2項各号に掲げる方式により本給付金を支給する。

(本給付金の支給等に関する周知)

第10条 市長は、本給付金の支給事業の実施に当たり、支給対象者および支給対象児童の要件、申請の方法、申請受付開始日等の事業の概要について、広報その他の方法による住民への周知を行う。

(申請が行われなかった場合等の取扱い)

第11条 市長が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、本給付金の支給対象者から第6条第2項の申請期限までに第7条第1項の申請が行われなかった場合、当該本給付金の支給対象者が本給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

2 市長が第5条第1項の規定による支給決定を行った後、市が把握する児童手当または特別児童扶養手当の振込時における指定口座（支給決定までに指定口座の変更を届け出ている場合にあっては、当該届出をした指定口座とする。）に本給付金の支給として振込みを行う手続を行ったにもかかわらず、指定口座への振込みが口座解約・変更等の事由により令和5年3月31日までに完了できない場合は、同項の申込みを撤回する。また、同条第4項第4号の窓口現金受領方式で支給を行う手続を行ったにもかかわらず、令和5年3月31日までに現金の交付ができない場合も、同様とする。

3 市長が第9条の規定による支給決定を行った後、本給付金申請書の不備による振込不能等があり、市が確認等に努めたにもかかわらず、補正が行われないことその他支給対象者の責に帰すべき事由により令和5年3月31日までに支給が完了できない場合は、当該申請は、取り下げられたものとみなす。

(不当利得の返還)

第12条 市長は、本給付金の支給後に支給対象者の要件に該当していないことが判明した場合、本給付金の支給を受けた者に対し、支給を行った本給付金の返還を求める。

(受給権の譲渡または担保の禁止)

第13条 本給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、または担保に供してはならない。

(その他)

第14条 この要綱の実施のために必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和4年6月6日から施行する。

別記

様式第1号(第5条第2項関係)

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金
(ひとり親世帯以外分) 受給拒否の届出書

市
受付印

草津市長 宛

- 1 私は、「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外分)」の受給について拒否することを、ここに届け出ます。
- 2 本届出により、「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外分)」の受給を拒否する者が本人であることを証明するため、本人確認資料を下欄に貼付し提出します。

年 月 日

届出者住所 _____

届出者氏名 _____

届出者連絡先 () _____

本人確認書類添付箇所

※運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し

様式第2号（第5条第4項第3号、第4号関係）

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金 (ひとり親世帯以外分) 支給口座登録等の届出書

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外分)支給市区町村

草津

市長 宛

市受付印

1. 届出者

氏名	生年月日	現住所
	年月日	電話 ()

※下欄の事項に誓約・同意の上、届出します。

2. 新規振込先指定口座 (児童手当、特別児童扶養手当を受給している御本人名義の口座に限ります。)

- ア 指定の金融機関口座 (原則、1. の届出者の口座とします。)への振込みを希望
※振込先金融機関口座確認書類を添付してください(下欄を確認してください。)

【受取口座記入欄】

金融機関名	支店名	分類	口座番号 (支店名やお書きください)		口座名義(フリガナのみ) ※「1. 届出者」名義に限る。 ※通帳の表記に合わせてください。
			1普通	2当座	
1. 銀行 5. 契約 2. 金庫 6. 漁協 3. 信組 7. 信連 4. 信連	本・支店 本・支所 出張所				
金融機関コード	支店コード				

※ ゆうちょ銀行を選択された場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号(7桁)」(通帳見開き下部に記載)を御記入ください。

※ 長期間入出金のない口座を記入しないでください。

- イ 窓口での現金支給を希望

※金融機関の口座が作れない方等、どうしても口座による受け取りができない方のみとなります。本人確認資料を裏面に添付してください。

【誓約・同意事項】(チェック欄(□)に『✓』を入れてください。)

- 市が支給決定をした後、届出書の不備による振込不能等が発生した際に、市が届出者に確認等を行ったにもかかわらず、支給決定を行った日の40日後までに支給が完了できない場合は、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外分)が支給されないことに同意します。

提出書類

- 『低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外分)支給口座登録等の届出書』(本書)
※必要事項を御記入ください。
- 『受取口座を確認できる書類の写し(コピー)』(※「2. 新規振込先指定口座」で「ア」を選択した場合に限る。)
※通帳やキャッシュカードの写し(コピー)など、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写し(コピー)を御用意ください。
- 『届出者本人確認書類の写し(コピー)』
※届出者の運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し(コピー)を御用意ください。

様式第3号（第7条関係）

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金 (ひとり親世帯以外分)申請書(請求書)

支給市区町村（※申請時点の居住市区町村）
草津 市長宛

市受印

3ページ目の【誓約・同意事項】に誓約・同意の上、申請します。

1. 申請・請求者、配偶者等

記入日 年 月 日

（フリガナ） 氏名	生年月日	現住所
	年 月 日	電話 ()
令和4年1月1日 時点の住所 (現住所と異なる場合)	令和4年3月31日 時点の住所 (現住所と異なる場合)	申請者の個人番号 (マイナンバー) (12桁) ※令和4年1月1日時点の住所が、草津市ではない方のみ記入してください。
配偶者等 氏名	同居・別居 の別	別居の場合は住所を記載
	同居・別居	配偶者等の個人番号 (マイナンバー) (12桁) ※令和4年1月1日時点の住所が、草津市ではない方のみ記入してください。

(注1) 配偶者等の欄は、二人以上で児童を養育している場合に記入してください。「配偶者等」とは、児童を養育する配偶者、未成年後見人、父母指定者等をいいます。

(注2) 配偶者等が複数人いる場合は、上記以外の配偶者等の氏名、同居・別居の別、別居の場合は住所、マイナンバーを別紙で提出してください。

2. 支給要件

次の（1）および（2）のそれぞれについて該当する項目のチェック欄（□）に『✓』を記入してください。

(1) 養育要件

<input type="checkbox"/>	① 児童手当対象児童を養育【公務員以外】
<input type="checkbox"/>	① // 【公務員】
<input type="checkbox"/>	② 特別児童扶養手当対象児童を養育
<input type="checkbox"/>	③ 中学校修了後（15歳年度末）～ 18歳年度末までの児童を養育

(2) 所得要件

<input type="checkbox"/>	① 令和4年度分の市町村民税均等割が 非課税
<input type="checkbox"/>	② 家計急変

3. 給付金申請児童等

今回、給付金を申請する児童について、令和4年3月31日時点の状況を表Aに記入してください。
ただし、以下の場合は、それぞれの時点の状況を記入してください。

① 4月以降に新たに児童手当・特別児童扶養手当の支給対象となった児童については、児童手当等の認定請求時点の状況

② その他、4月1日以降に本給付金の支給要件を満たすこととなった児童については、申請時点の状況

③ 家計急変の場合は申請時点の状況

また、既に給付金（「ひとり親世帯分」または「ひとり親世帯以外分」）を受給したことがある場合は、表Bにその対象となった児童の氏名を記入してください。

(次ページにつづきます。)

表A 今回、給付金の支給を申請する児童について記入してください。

(フリガナ)		関係性	生年月日	同居・別居の別	住所(別居の場合)	監護の有無	生計関係	児手対象児童(含申請中含む)	特児扶対象児童(含申請中含む)	令和4年3月31日時点以外の状況(給付金申請対象年1回迄に該当)を記載
氏名										
1			年 月 日	同居 ・ 別居		有 ・ 無	同一 ・ 維持			
2			年 月 日	同居 ・ 別居		有 ・ 無	同一 ・ 維持			
3			年 月 日	同居 ・ 別居		有 ・ 無	同一 ・ 維持			
4			年 月 日	同居 ・ 別居		有 ・ 無	同一 ・ 維持			
5			年 月 日	同居 ・ 別居		有 ・ 無	同一 ・ 維持			

※「関係性」の欄は、申請者と児童の関係性について次の記号を記入してください。また、必要な書類を提出してください。(児童の世帯の住民票など)

- a. 父母 → 別居する児童を監護している場合は、別居する児童が属する世帯の世帯主の氏名、児童からみた世帯主の続柄が分かる資料(児童の世帯の住民票など)
- b. 未成年後見人 → 未成年後見人である旨の申立書、対象児童の戸籍抄本等、対象児童の実親の状況(氏名、存否、住所)が分かる資料(様式自由)
- c. その他養育者 → 対象児童の実親の状況(氏名、存否、住所)が分かる資料(様式自由)
- d. 里親 → 対象児童が委託されていることを明らかにできる書類

※「生計関係」の欄は、次によって記入してください。

- 1) 「同一」は、児童が請求者自身の子である場合や請求者が未成年後見人または父母指定者である場合で、請求者がその子と生計を同じくしている場合に○で囲んでください。

- 2) 「維持」は、児童が請求者自身の子でない場合で、請求者がその子の生計を維持している場合に○で囲んでください。

※「児手対象児童(含申請中)」、「特児扶対象児童(含申請中)」欄は、対象児童が児童手当、特児扶の支給対象者である(含申請中)場合に○を記入してください。

※「令和4年3月31日時点以外の状況(給付金申請児童等①②③に該当)」欄は、令和4年4月1日以降に出生した児童や新たに養子等となった児童、家計急変の場合など、令和4年3月31日以外の状況を記載している場合に○を記入してください。

表B 重複支給の確認等のため、既に給付金を受給している場合は、給付金の対象となった児童の氏名を記入してください。
(以下の児童については、今回の給付金の支給対象とはなりません)

氏名	氏名	氏名
1	2	3

4. 申請額・請求額

対象児童数 (表Aの人数)	人	申請額・請求額	円
------------------	---	---------	---

※給付金の対象児童の人数を記入してください。対象児童の人数は「3. 給付金申請児童等」の表Aに記入した今回支給申請をする人数になります。

※申請額・請求額は、対象児童一人当たり一律50,000円となります。(例) 対象児童数3人の場合 : 50,000円 × 3人 = 150,000円

5. 受取方法

希望する受取方法のチェック欄(□)に【✓】を記入して、必要事項を記入してください。

(注)申請時点で居住している自治体より児童手当、特別児童扶養手当を受給している方(申請中の方)は記入不要です。

ア 指定の金融機関口座(原則、1. の申請・請求者の口座とします。)への振込みを希望

※振込先金融機関口座確認書類を添付してください(下欄を確認してください)。

【受取口座記入欄】

金融機関名	支店名	分類	口座番号 (山高点で記入してください)	口座名義(フリガナのみ)
1.銀行 5.農協 2.金庫 6.漁協 3.信組 7.信連 4.信連	本・支店 本・支所 出張所	1普通 2当座 支店コード		※「1.申請・請求者」名義に限る。 ※通帳の表記に合わせてください。
金融機関コード				

※ゆうちょ銀行を選択された場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号(7桁)」(通帳見開き下部に記載)を御記入ください。

※長期間入出金のない口座を記入しないでください。

イ 窓口での現金支給を希望

※金融機関の口座がない方、金融機関から著しく離れた場所に住んでいる方など、どうしても口座による受け取りができない方のみが対象となります。本人確認資料を添付してください。

(次ページにつづきます。)

(公務員の方のみ) ※この欄は、所属庁が記入しますので、申請・請求者は記入しないでください。

公務員児童手当受給状況証明欄

証明欄 附番

上記の申請・請求者は、上記(3. 表A) _____人の対象児童に係る

であることについて証明します。

年 月 日

証明者

〔 証明事務担当
担当課(室)・担当係
電話番号 〕

【誓約・同意事項】

各項目のチェック欄(□)に『✓』を入れてください。

- 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外分)(以下「給付金(ひとり親世帯以外分)」)の支給要件に該当します。
給付金(ひとり親世帯以外分)の支給要件の該当性等を審査等するため、市が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。
- 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- この申請書は、市において支給決定をした後は、給付金(ひとり親世帯以外分)の請求書として取り扱います。
市が支給決定をした後、申請書(請求書)の不備による振込不能等が発生した際に、市が届出者に確認等を行つたにもかかわらず、支給を行つた日の40日後までに支給が完了できない場合は、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外分)が支給されないことに同意します。
- 給付金(ひとり親世帯以外分)の支給後、本申請書の記載事項について虚偽であることが判明した場合や給付金(ひとり親世帯以外分)の支給要件に該当しないことが判明した場合には、給付金(ひとり親世帯以外分)を返還します。
- 同一児童について給付金(ひとり親世帯分)または給付金(ひとり親世帯以外分)を受給済みではありません(受給していた場合には、給付金(ひとり親世帯以外分)を返還します)。

提出書類

- 『低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外分)申請書(請求書)』(本書)

※必要事項を御記入ください。

- 『申請・請求者本人確認書類の写し(コピー)』

※申請・請求者の運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し(コピー)を御用意ください。

- 『申請・請求者の世帯の状況、表Aの児童との関係性を確認できる書類の写し(コピー)』

※表Aの児童との関係性を確認できる資料(Aの「関係性a~d」の確認に必要な書類を御用意ください。)

- 『受取口座を確認できる書類の写し(コピー)』(※「6. 受取方法」で「ア」を選択した場合に限る。)

※通帳やキャッシュカードの写し(コピー)など、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写し(コピー)を御用意ください。

- 『簡易な収入(所得)見込額の申立書』(別紙様式第4号)

※支給要件が「(2) 所得要件②家計急変」の場合、申立てを行う収入に係る給与明細書、年金振込通知書等の収入額が分かる書類、事業収入、不動産収入にかかる経費の金額の分かる書類を添付してください。

様式第4号（第7条第3項関係）

簡易な収入見込額の申立書 【家計急変者】

ひとり親世帯以外用

○「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外分）申請書」と一緒に御提出ください。

○下記にある【要件1】および【要件2】の両方を満たす場合に支給の対象となります。

① 下記にチェック（）してください。

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少しました。

→【要件1】①にチェックが入っていること。

※申請者（③-1、③-2で所得が高い方）が新型コロナウイルス感染拡大の影響で、収入が減少した場合にチェックしてください。

②-1 申請者の令和4年1月以降の任意の月の収入（1か月）の内訳およびその合計額を御記入ください。

年 月								注意事項
収入	給与収入【A】							※給与収入がある場合に御記入ください。 ※給与明細書などの収入額が分かる書類を御提出ください。
	事業収入または不動産収入【B】							※事業収入または不動産収入がある場合に御記入ください。 ※帳簿などの収入額が分かる書類を御提出ください。
	年金収入【C】							※公的年金収入（非課税除く）がある場合に御記入ください。 ※年金決定通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書などの支給額がわかる書類を御提出ください。
収入合計額【A+B+C】								

※複数の職に就いている方は、全ての収入について記入してください。

※上記以外の収入については記入不要です。

 × 12

③-1 申請者の収入合計額を12倍した金額を御記入ください。

年間収入見込額（申請者）								円
--------------	--	--	--	--	--	--	--	---

②-2 配偶者等の令和4年1月以降の任意の月の収入（1か月）の内訳およびその合計額を御記入ください。

年 月		(※基本的に②申請者と同じ「年月」としてください)						注意事項
収入	給与収入【A】							※給与収入がある場合に御記入ください。 ※給与明細書などの収入額が分かる書類を御提出ください。
	事業収入または不動産収入【B】							※事業収入または不動産収入がある場合に御記入ください。 ※帳簿などの収入額が分かる書類を御提出ください。
	年金収入【C】							※公的年金収入（非課税除く）がある場合に御記入ください。 ※年金決定通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書などの支給額がわかる書類を御提出ください。
収入合計額【A+B+C】								

※複数の職に就いている方は、全ての収入について記入してください。

※上記以外の収入については記入不要です。

 × 12

③-2 配偶者等の収入合計額を12倍した金額を御記入ください。

年間収入見込額（配偶者等）								円
---------------	--	--	--	--	--	--	--	---

④ ③-1（申請者）の年間収入見込額が③-2（配偶者等）より高いことを確認して、申請者について限度額を記入してください。

非課税相当収入限度額								円
------------	--	--	--	--	--	--	--	---

※③-1（申請者）の年間収入見込額が③-2（配偶者等）より高いことを確認して、申請者について非課税相当収入限度額を記入してください。

※限度額は、以下の早見表から、申請者の申請時点の「世帯の人数」にあてはまる金額を記入してください。

※申請者が申請時点で、障害者、未成年者、寡婦、ひとり親の場合は、非課税収入限度額は204・3万円としてください。

※給与収入、事業収入等、いずれの収入についても以下の早見表を利用してください。

早見表

世帯の人数（注）	非課税相当収入限度額
2人（例）夫（婦）子1人	146.9万円
3人（例）夫婦子1人	187.7万円
4人（例）夫婦子2人	232.7万円
5人（例）夫婦子3人	277.7万円
6人（例）夫婦子4人	322.7万円

(注)世帯人数は、以下の合計人数です。

- ・申請者本人
- ・同一生計配偶者（前年の収入額103万円以下の者）
- ・扶養親族（16歳未満の者も含む）

→【要件2】申請者について、③-1 年間収入見込額が ④非課税相当収入限度額以下であること。

※表面の【要件2】を満たさない場合でも、「簡易な所得見込額申立書」の要件を満たすことにより支給の対象となる場合があります。

(次ページに続きます)

【確認事項】（各項目のチェック欄（□）に『✓』を入れていただき、氏名を御記入ください。）

- 【要件】に該当します。 収入額が分かる書類（給与明細書や年金額改定通知書等）を提出しています。
(注) 収入が0円の場合は、別途、自身の収入の状況等の詳細について記載した申立書の提出を求める場合があります。
- 今後1年間に収入の多い時期がある、臨時の収入がある時期があるなどの事情により、今後1年間の収入見込額が収入基準額を上回ることが明らかであるものではありません。
- 本申立の内容に相違ありません。

年 月 日

申請者氏名

配偶者等氏名

簡易な所得見込額の申立書 【家計急変者】

ひとり親世帯以外用

- 「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外分）申請書」と一緒に御提出ください。
- 下記にある【要件1】および【要件2】の両方を満たす場合に支給の対象となります。

① 下記にチェック（）してください。

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少しました。

→ 【要件1】①にチェックが入っていること。

※申請者（③-1、③-2で所得が高い方）が新型コロナウイルス感染拡大の影響で、収入が減少した場合にチェックしてください。

②-1 申請者の令和4年1月以降の任意の月の収入（1か月）の内訳およびその合計額を御記入ください。

年 月					注意事項	
収入	給与収入【A】				円	※給与収入がある場合に御記入ください。 ※給与明細書などの収入額が分かる書類を御提出ください。
	事業収入または不動産収入【B】				円	※事業収入または不動産収入がある場合に御記入ください。 ※帳簿などの収入額が分かる書類を御提出ください。
	年金収入【C】				円	※公的年金収入（非課税除外）がある場合に御記入ください。 ※年金決定通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書などの支給額がわかる書類を御提出ください。
	収入合計額【A+B+C】				円	※太枠の収入額の合計額を御記入ください。

※複数の職に就いている方は、全ての収入について記入してください。
※上記以外の収入については記載不要です。

 × 12

③-1 申請者の収入合計額を12倍した金額を御記入ください。

年間収入見込額（申請者）	円

②-2 配偶者等の令和4年1月以降の任意の月の収入（1か月）の内訳およびその合計額を御記入ください。

年 月（基本的に②申請者と同じ「年月」としてください）					注意事項	
収入	給与収入【A】				円	※給与収入がある場合に御記入ください。 ※給与明細書などの収入額が分かる書類を御提出ください。
	事業収入または不動産収入【B】				円	※事業収入または不動産収入がある場合に御記入ください。 ※帳簿などの収入額が分かる書類を御提出ください。
	年金収入【C】				円	※公的年金収入（非課税除外）がある場合に御記入ください。 ※年金決定通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書などの支給額がわかる書類を御提出ください。
	収入合計額【A+B+C】				円	※太枠の収入額の合計額を御記入ください。

※複数の職に就いている方は、全ての収入について記入してください。
※上記以外の収入については記載不要です。

 × 12

③-2 配偶者等の収入合計額を12倍した金額を御記入ください。

年間収入見込額（配偶者等）	円

（参考：非課税相当収入限度額）

<早見表>

世帯の人数（注）	非課税相当収入限度額
2人（例）夫婦子1人	146.9万円
3人（例）夫婦子1人	187.7万円
4人（例）夫婦子2人	232.7万円
5人（例）夫婦子3人	277.7万円
6人（例）夫婦子4人	322.7万円

（注）世帯人数は、以下の合計人数です。

- ・申請者本人
- ・同一生計配偶者（前年の収入金額103万円以下の者）
- ・扶養親族（16歳未満の者も含む）

（次ページに続きます）

④【要件2】に該当するか確認してください。

(1)以下のフローチャートにより、要件2を確認してください。

(1)申請者および配偶者等それぞれの③の年間収入見込額を御記入ください。

収入	(申請者) 収入額	円	(配偶者等) 収入額	円
----	-----------	---	------------	---

(2)(1)年間収入見込額のうち、給与収入にかかる給与所得控除の見込額(12か月分)を御記入ください。

控除	(申請者) 納付所得控除額	円	(配偶者等) 納付所得控除額	円
----	---------------	---	----------------	---

給与所得控除

※右の算定式より控除額を計算の上、御記入ください。

- ①Aの額のうち給与収入分が162.5万円以下 → 55万円
 ②Aの額のうち給与収入分が162.5万円超180万円以下 → 紙与収入分×40%-10万円
 ③Aの額のうち給与収入分が180万円超360万円以下 → 紙与収入分×30%+8万円
 ④Aの額のうち給与収入分が360万円超660万円以下 → 紙与収入分×20%+44万円

(3)(1)年間収入見込額のうち、事業収入、不動産収入にかかる必要経費の見込額(12か月分)を御記入ください。

控除	(申請者) 事業収入等の経費	円	(配偶者等) 事業収入等の経費	円
----	----------------	---	-----------------	---

事業収入または不動産収入を記入した方は、当該収入のために要した経費の12か月相当額を御記入ください。
 ②帳簿等の上記の経費がわかる書類を御提出ください。

(4)(1)年間収入見込額のうち、公的年金等収入にかかる公的年金等控除の見込額(12か月分)を御記入ください。

控除	(申請者) 公的年金等控除	円	(配偶者等) 公的年金等控除	円
----	---------------	---	----------------	---

公的年金等控除

※右の算定式より控除額を計算の上、御記入ください。

- | | |
|---|------------------------|
| (65歳未満の方) | 公的年金等収入分 → 控除額 |
| : 60万円以下 | → 公的年金等収入分の全額 |
| : 60万円超130万円未満 | → 60万円 |
| : 130万円以上410万円未満 | → 公的年金等収入分×0.25+27万5千円 |
| : 410万円以上770万円未満 | → 公的年金等収入分×0.15+68万5千円 |
| (65歳以上の方) | |
| 公的年金等収入分 → 控除額 | |
| : 110万円以下 → 公的年金等収入分の全額 | |
| : 110万円超330万円未満 → 110万円 | |
| : 330万円以上410万円未満 → 公的年金等収入分×0.25+27万5千円 | |
| : 410万円以上770万円未満 → 公的年金等収入分×0.15+68万5千円 | |

(5)年間所得見込額を計算の上、御記入ください。(5)=(1)-(2)+(3)+(4))

所得見込	(申請者) 年間所得見込額	円	(配偶者等) 年間所得見込額	円
------	---------------	---	----------------	---

(6)申請者の方が(5)の金額が高いことを確認し、申請者の申請時点の世帯状況に応じた非課税所得限度額を御記入ください。

非課税相当額	(申請者) 非課税所得限度額	円
--------	----------------	---

※「申請者」と「配偶者等」の(5)年間所得見込額を比べ、申請者の方が高いことを確認してください。また、申請者について非課税所得限度額を記入してください。

※限度額は右の早見表から、申請時点の申請者についての「世帯の人数」にあてはまる金額を記入してください。

※世帯人数は、「申請者本人」「同一生計配偶者(前年の所得金額48万円以下の者)」「扶養親族(16歳未満の者も含む)」の合計人数です。

※申請者が申請時点で、障害者、未成年者、寡婦、ひとり親の場合
は、非課税所得限度額は135万円としてください。

→【要件2】申請者(所得が高い方)の(5)年間所得見込額が(6)非課税所得限度額以下であること。

【確認事項】(各項目のチェック欄(□)に『✓』を入れていただき、氏名を御記入ください。)

- 【所得要件】に該当します。 収入額が分かる書類(給与明細書や年金額改定通知書等)を提出しています。
 (注)収入が0円の場合は、別途、自身の収入の状況等の詳細について記載した申立書の提出を求める場合があります。
- 控除額が分かる書類(帳簿等)を提出しています。(前ページの【B】欄に記入した場合のみ)
- 今後1年間に収入の多い時期がある、臨時の収入がある時期があるなどの事情により、今後1年間の所得見込額が非課税所得限度額を上回ることが明らかであるものではありません。
- 給付金の支給要件の該当性等を審査等するため、市が必要な住民基本台帳情報や税情報、公的年金情報等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。
- 本申立の内容に相違ありません。

年 月 日

申請者氏名

配偶者等氏名

(令和4年6月6日掲示済み)

草津市告示第199号

令和4年度草津市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）支給事業実施要綱を次のとおり制定する。

令和4年6月6日

草津市長 橋川渉

令和4年度草津市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）支給事業実施要綱

（目的）

第1条 新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、子育て世代の雇用動向が悪化しており、失業や収入減少の中で子育ての負担も担わなければならぬ低所得のひとり親世帯は、心身等に特に大きな困難を抱えている。新型コロナウイルスの影響による失業や収入減少の中で、食費等の物価高騰等の影響を受け、低所得のひとり親世帯の家計は悪化している。このように新型コロナウイルス感染症の影響を受けて損害を受けた低所得のひとり親世帯を見舞う観点から、子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）給付事業に関し、「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）支給要領」（「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）の支給について」（令和4年5月24日付子発0524第1号厚生労働省子ども家庭局長通知）別紙）に基づき、必要な事項を定める。

（支給要件）

第2条 草津市（以下「市」という。）は、前条の目的を達成するため、次の各号に定める者（低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）（以下「給付金（ひとり親世帯分）」という。）のうち支給しようとしている給付に相当するものの支給を既に他の都道府県、市（特別区を含む。）または福祉事務所を管理する町村から受けている者を除く。以下「支給対象者」という。）に対し、給付金（ひとり親世帯分）を支給する。

- (1) 令和4年4月分の児童扶養手当法（昭和36年法律第238号。以下「法」という。）による児童扶養手当（以下「児童扶養手当」という。）の支給を受けている者（その全部を支給しないこととされている者を除く。以下「児童扶養手当受給者」

という。）

(2) 令和4年4月分の児童扶養手当の支給要件に該当する者（以下「受給資格者」という。）のうち、法第13条の2の規定に基づき児童扶養手当の全部を支給しないこととされているもの（以下「法第13条の2支給停止者」という。）、または法第6条の規定に基づく草津市長（以下「市長」という。）の認定を受けた場合には法第13条の2の規定に基づき児童扶養手当の全部または一部を支給しないこととなることが想定される者であって、次の表の左欄に掲げる者ごとに、令和2年の収入額について同表の右欄に掲げる要件を満たすもの（以下「公的年金給付等受給者」という。）

①当該者（法第4条第1項第1号口またはニに該当し、かつ、母がない児童、同項第2号口またはニに該当し、かつ、父がない児童その他児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号。以下「令」という。）で定める児童の養育者を除く。）	法第9条第1項で定める児童扶養手当の一部支給に係る支給制限限度額に相当する収入額未満（収入には、当該者が非課税の公的年金給付等を受給している場合にあっては、その受給額を含み、当該者が母である場合であってその監護する児童が父から当該児童の養育に必要な費用の支払を受けたとき、または当該者が父である場合であってその監護し、かつ、これと生計を同じくする児童が母から当該児童の養育に必要な費用の支払を受けたときは、令第2条の4第6項で定めるところにより、当該者が当該費用の支払を受けたものとみなして、収入の額を計算するものとする。）
②当該者（①に規定する養育者に限る。）	法第9条の2で定める児童扶養手当の支給制限限度額に相当する収入額未満（収入には、当該者が非課税の公的年金給付等を受給している場合にあっては、その受給額を含む。）

(3)当該者の配偶者または当該者が父もしくは母である場合にあっては当該者の民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者（以下「扶養義務者」という。）で当該者と生計を同じくするものもしくは当該者が養育者である場合にあっては当該者の扶養義務者で当該者の生計を維持するもの	法第10条または第11条で定める児童扶養手当の支給制限度額に相当する収入額未満（収入には、左欄に掲げる者が非課税の公的年金給付等を受給している場合にあっては、その受給額を含む。）
---	---

- (3) 申請時点において、令和4年4月分の児童扶養手当に係る法第6条の規定に基づく市長の認定を受けていない受給資格者（前号に規定する者を除く。）または法第9条から第11条までの規定に基づき児童扶養手当の全部を支給しないこととされている受給資格者であって、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、前号の表の左欄に掲げる者ごとに、急変後1年間の収入見込額について同表の右欄に掲げる要件を満たすものその他前2号に規定する者と同様の事情にあると認められるもの（以下「家計急変者」という。）
- 2 前項第2号に規定する公的年金給付等受給者または前号第3号に規定する家計急変者に該当する者であっても、令和4年5月24日子発0524第2号厚生労働省子ども家庭局長通知「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）の支給について」の別紙「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）支給要領」に基づき支給される給付金（以下「その他の子育て世帯給付金」という。）の支給を既に受けている者またはその他の子育て世帯給付金の実施主体が支給を決定した者については、支給対象者には含まれないものとする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、給付金は、支給対象者が次の表の左欄に掲げる者に該当する場合につい

て、同表の右欄に掲げる者に対して支給する。ただし、既に同表の左欄に掲げる者に対して給付金が支給されている場合には、この限りでない。

児童扶養手当受給者、および公的年金給付等受給者（法第13条の2支給停止者に限る。）であって、令和4年4月1日以後に死亡したもの（当該者が、当該者に対する給付金の支給が決定される日までの間に死亡した場合を含む。）	左欄に掲げる者の法第4条に定める要件に該当する児童（以下「監護等児童」という。）であった者
公的年金給付等受給者（法第13条の2支給停止者を除く。）であって、令和4年度予備費閣議決定日以後に死亡したもの（当該者が、当該者に対する給付金の支給が決定される日までの間に死亡した場合を含む。）	左欄に掲げる者の監護等児童であった者
家計急変者であって、給付金の申請後、当該者に対する給付金の支給が決定される日までの間に死亡したもの	左欄に掲げる者の監護等児童であった者

（給付金（ひとり親世帯分）の支給等）

第3条 市は、支給対象者に対し、この要綱の定めるところにより、給付金（ひとり親世帯分）を支給する。

2 前項の規定により支給対象者に対して支給する給付金（ひとり親世帯分）の金額は、支給対象者に対して、5万円を1回に限り支給する。ただし、監護等児童が二人以上である支給対象者に支給する給付の額は、これに監護等児童のうちの一人以外の監護等児童につきそれぞれ5万円を加算した額とする。

（児童扶養手当受給者に対する給付金（ひとり親世帯分）の支給の申込み等）

第4条 市は、児童扶養手当受給者に対し、給付金（ひとり親世帯分）の支給の申込みを行う。

2 児童扶養手当受給者は、前項の申込みを受けた際、給付金（ひとり親世帯分）の受給の拒否を届け出ることができる。この場合において、児童扶養手当受給者は、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）受給拒否の届出書（別記様式第1号）を提出しなければなら

ない。

3 市長は、第1項の支給の申込み後、速やかに支給を決定し、児童扶養手当受給者に対し、給付金（ひとり親世帯分）を支給する。ただし、前項の届出があったときは、この限りではない。

（児童扶養手当受給者に対する給付金（ひとり親世帯分）の支給の方式）

第5条 市長は、児童扶養手当受給者に対して、第1号に係る方式により給付金（ひとり親世帯分）の支給を行う。ただし、給付金（ひとり親世帯分）の支給決定時点において当該口座を解約等しており、給付金（ひとり親世帯分）の支給に支障が生じるおそれがある場合に限り第2号に掲げる支給方式を、第1号および第2号に掲げる方式による支給が著しく困難な場合に限り第3号に掲げる方式により支給を行う。

(1) 児童扶養手当支給口座振込方式 令和4年4月分の児童扶養手当振込時における指定口座に振り込む方式

(2) 指定口座振込方式 児童扶養手当受給者が低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）支給口座登録等の届出書（別記様式第2号。以下「給付金（ひとり親世帯分）支給口座登録等の届出書」という。）により届け出た指定口座に振り込む方式

(3) 窓口交付方式 児童扶養手当受給者が給付金（ひとり親世帯分）支給口座登録等の届出書（別記様式第2号）にて届け出ることにより、窓口で現金を交付することにより支給する方式

（公的年金給付等受給者ならびに家計急変者に対する給付金（ひとり親世帯分）に係る申請受付開始日および申請期限）

第6条 公的年金給付等受給者および家計急変者に対して支給する給付金（ひとり親世帯分）に係る市の申請受付開始日は、令和4年6月24日とする。

2 申請期限は、やむを得ない場合を除き、令和5年2月28日までとする。

（公的年金給付等受給者および家計急変者に対する給付金（ひとり親世帯分）の申請および支給の方式）

第7条 公的年金給付等受給者および家計急変者に対する給付金（ひとり親世帯分）の支給を受けようとする者（以下「給付金（ひとり親世帯分）申請者」という。）は、低所得の子育て世帯に対する子育て

世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）申請書（請求書）（別記様式第3号。以下「給付金（ひとり親世帯分）申請書」という。）により申請を行う。

2 給付金（ひとり親世帯分）申請者による申請およびこれに基づく市による支給は、次の各号に掲げる方式のいずれかにより行う。この場合において、第3号に掲げる方式は、第1号および第2号に掲げる方式による支給が著しく困難な場合に限り行う。

(1) 郵送申請口座振込方式 給付金（ひとり親世帯分）申請者が給付金（ひとり親世帯分）申請書を郵送により市に提出し、市が給付金（ひとり親世帯分）申請者から指定された金融機関の口座に振り込む方式

(2) 窓口申請口座振込方式 給付金（ひとり親世帯分）申請者が給付金（ひとり親世帯分）申請書を市の窓口に提出し、市が給付金（ひとり親世帯分）申請者から指定された金融機関の口座に振り込む方式

(3) 窓口交付方式 給付金（ひとり親世帯分）申請者が給付金（ひとり親世帯分）申請書を郵送により、または市の窓口において市に提出し、市が当該窓口で現金を交付することにより支給する方式

3 市長は、第1項の規定による申請の際、戸籍謄本ならびに簡易な収入・所得（見込）額の申立書（別記様式第4号）および給与明細書、公的年金証書等の所得を証明する書類等を提出させること等により、当該給付金（ひとり親世帯分）申請者が第2条の要件を満たす者であることの確認を行う。

4 市長は、第1項の規定による申請の際、必要に応じて、公的身分証明書の写し等を提出させ、または提示させること等により、当該給付金（ひとり親世帯分）申請者の本人確認を行う。

（代理による申請）

第8条 代理により前条第1項の申請を行うことができる者は、当該申請者の指定した者であると認められる者その他市長が別に定める方法により適当と認める者とする。

（給付金（ひとり親世帯分）申請者に対する支給の決定）

第9条 市長は、第7条第1項の規定により提出された申請書を受理したときは、速やかに内容を確認の上、支給を決定し、当該給付金（ひとり親世帯分）申請者に対し、同条第2項各号に掲げる方式により

給付金（ひとり親世帯分）を支給する。

（給付金（ひとり親世帯分）の支給等に関する周知）

第10条 市長は、給付金（ひとり親世帯分）支給事業の実施に当たり、支給対象者および監護等児童の要件、申請の方法、申請受付開始日等の事業の概要について、広報その他の方法による住民への周知を行う。

（申請が行われなかった場合等の取扱い）

第11条 市長が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、給付金（ひとり親世帯分）申請者から第6条第2項の申請期限までに第7条第1項の申請が行われなかった場合、当該給付金（ひとり親世帯分）申請者が給付金（ひとり親世帯分）の支給を受けることを辞退したものとみなす。

（支払ができない場合の取扱い）

第12条 市長は、第4条第3項の規定による支給決定を行った後、第5条第1号または第2号の方式による指定口座に給付金（ひとり親世帯分）の支給として振込みを行う手続を行ったにもかかわらず、令和5年3月31日までに指定口座への振込みが口座解約、変更等によりできない場合は、第4条第1項の申込みを撤回する。また、第5条第3号の窓口現金受領方式で支給を行う手続を行ったにもかかわらず、令和5年3月31日までに現金の交付ができない場合も、同様とする。

2 市長が第9条の規定による支給決定を行った後、申請書の不備による振込不能等があり、市が確認等に努めたにもかかわらず、申請書の補正が行われないことその他支給対象者の責に帰すべき事由により令和5年3月31日までに支給が完了できない場合は、当該申請は、取り下げられたものとみなす。

（不当利得の返還）

第13条 市長は、給付金（ひとり親世帯分）の支給を受けた後に支給対象者の要件に該当しなくなった者または偽りその他不正の手段により給付金（ひとり親世帯分）の支給を受けた者に対し、支給を行った給付金（ひとり親世帯分）の返還を求める。

（受給権の譲渡または担保の禁止）

第14条 給付金（ひとり親世帯分）の支給を受ける権利は、譲り渡し、または担保に供してはならない。

（その他）

第15条 この要綱の実施のために必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和4年6月6日から施行する。